

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年1月27日に実施した教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成28年1月27日

2 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成28年3月22日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="193 584 786 846">ア 教育総務室の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成27年8月分の旅費の支給において、本来支給すべき対象者とは異なる者へ支給した事例が見られた。</p> <p data-bbox="225 927 786 1305">旅費に関する事務については、これまでの定期監査において不適切な事務処理が散見されたことから、市においては昨年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、適正な事務執行に向けた取組が求められたところである。</p> <p data-bbox="225 1330 786 1765">しかしながら、今回の定期監査において、本来教育委員会における旅費の支給事務を指導すべき教育総務室が、公金を支出する際の対象者や金額の確認という基本的な事項を怠ったことにより、不適切な旅費の支出を行ったことは遺憾と言わざるを得ない。</p> <p data-bbox="225 1845 786 1998">教育総務室は、不適切な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、改めて</p>	<p data-bbox="815 584 1390 963">平成27年8月分の旅費の支給において、本来支給すべき対象者とは異なる者へ支給した不適切な事務処理に至った責任の所在は、管理監督者をはじめ、旅費の支給事務に携わった担当職員にあり、今回指摘を受けた監査の結果を重く受け止めております。</p> <p data-bbox="815 987 1390 1541">教育総務室では、これまで出張命令時に経路及び算定した旅費の額の確認を行い、支出命令時には月ごとの旅費の総額を確認し支出しておりましたが、今回、出張命令の決裁後、「出張命令票」をファイルに綴じる際、氏名確認が不十分であったことから、別の職員の場所に綴り間違い、支出命令決裁時に十分な確認を行わなかったため支給誤りを引き起こしたものです。</p> <p data-bbox="815 1565 1390 1998">再発防止策として、「出張命令簿」と「出張命令票」を分けて綴るように変更し、旅費支給事務に当たっては、担当者が作成した旅費の月別、職員別一覧表の内容を担当課長が「出張命令簿」及び「出張命令票」と一致しているか確認した上で、この一覧表に基づき室長が旅費を請求することに改めま</p>

教育委員会における旅費支給事務の指導的立場にあることを自覚し、旅費の支給事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は公金を適正に支出することの重要性を再認識し、再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

した。支出命令決裁時においても、財務取扱職員と担当課長が出張した職員と金額の確認を再度行う事務処理方法に見直しを行い、1月分及び2月分の旅費支給事務を適正に執行したところ です。

また、室内会議を開催し、今回指摘を受けた旅費の事務処理誤りの内容、原因の確認を行い、旅費以外においても公金を支出する際の対象者や金額の確認を徹底するよう指示するとともに、最近の監査の結果、指摘された不適切事例をもとに事務処理に気をつける点について室全体で確認を行ったところであり、今後、事務の適正な執行について総務部長通知があった場合等に室内会議において注意喚起を行ってまいります。

教育総務室が教育委員会における旅費支給事務の指導的立場にあることから、今回の定期監査における指摘を重く受け止めるとともに、局内各課機関に対し、旅費支給における事務処理ミス防止の注意喚起通知を行いました。

さらに、局内会議では、教育局長から各部長及び庶務担当課長に対し、各部門において、旅費支給に誤りがないか、委託契約書の内容に誤りがないか、再確認するよう指示するとともに、事務処理ミス防止に向け、新年度の人事異動後の速やかな財務担当者研

	<p>修の実施等に取り組むよう指示しました。</p> <p>今後も再発防止策に基づき旅費の支払いについて、室全体で適正な事務執行に取り組んでまいります。</p>
<p>イ 学校保健課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>(ア) 相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)の契約書約款において、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務における運用について」(平成23年12月27日契約課長通知)に基づき規定することとされ、さらに「入札・契約事務の適正な執行の徹底について」(平成25年11月21日財務部長通知)で契約を締結する場合には記載漏れがないよう通知されている、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)に係る事項が規定されていなかった。</p> <p>また、仕様書でランチボックス等の食器具及び調理用具について、年3回(6月、10月、2月)大腸菌群及び一般細菌並びにでんぷん性残留物及び脂肪性残留物の検査を外部の検査専門機関により</p>	<p>定期監査結果に基づく指摘事項を踏まえ、次のとおり措置を講じました。</p> <p>本年度の監査において指摘をいただいた契約事務について、契約書約款に規定すべき事項がない事例、前回の口頭注意事項の未改善など、今回の不適切な事務処理に至った責任の所在は、管理監督者をはじめ、契約事務に携わった職員にあり、監査結果を極めて重く受け止めております。</p> <p>原因としては、再三再四にわたる契約事務の適正な執行に係る全庁的な注意喚起及び昨年6月の緊急事務点検にもかかわらず、担当者をはじめ、関わる職員及び管理監督者が我が事として真摯に受け止める意識が欠如し、必要な事務点検を行わず、それぞれが責任を持って果たすべき確認行為を怠ったことによるものです。</p> <p>特に、緊急事務点検については、監査における指導事例が点検項目として明記されながら、的確な点検ができず誤りを見過ごし、管理監督者としても指示及び十分な進行管理を行わず、今</p>

実施し、検査結果を速やかに市へ提出することを定めているが、当該検査結果が提出されたことが確認できなかった。

(イ) 児童生徒尿検査委託ほか2件の契約書約款において、関係する市条例から引用した条項の誤りが見られた。

委託に関する契約事務については、平成25年3月に実施した前回の定期監査において、契約書約款の引用条項の誤り等の不適切な事例が見られたことから、適正な契約事務の執行に努めるよう口頭により注意している。これに対し、再発防止に向け、適正な事務執行に努める旨の報告を得ていたことから、学校保健課における契約事務については改善されたものと考えていた。

その後、契約事務に関わる監査の結果、不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの注意喚起が再三再四行われており、昨年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施されている。

しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を怠ったことにより、

回の誤りを発見できませんでした。

契約書約款への暴力団等排除に関する規定がなかったことについては、市の契約を伴う事業から暴力団員等を排除することを目的とした暴力団排除条例の趣旨に反するものであり、また、中学校給食調理業務委託契約の仕様書に定める履行確認を行っていなかったことについては、仕様書の内容を十分確認しなかったものであり、いずれも契約事務の重要性に対する意識が欠如していたものです。

契約書約款における関係市条例からの引用条項の誤りについては、平成24年度の定期監査において口頭注意を受けた時点で修正を怠り、その後も誤りを見過ごし、緊急事務点検の際に把握することができたにもかかわらず十分かつ確実な注意を払うことを怠り、監査委員監査に対する認識が欠如していたもので極めて重大な過失であり、いずれにおいても、職員として正確に事務処理を行うという基本的な意識が欠如していたもので、非常に深く反省しております。

今回の定期監査結果への対応につきましては、管理監督者をはじめとする職員の契約事務の重要性に対する認識が不足していたことが原因であることから、教育環境部長から学校保健課全職員に対し、契約事務の適正な執行と

今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)の契約に暴力団等排除に関する規定がなかったことは、税金が暴力団の資金源となることを防止するため、市の契約を伴う事業から暴力団員等を排除することを目的とした暴力団排除条例の規定の趣旨に反するものである。

また、児童生徒尿検査委託契約において、前回の定期監査と全く同じ誤りが見られたことは、監査実施後に学校保健課から提出されていた「口頭注意事項の検討状況報告書」の内容に疑念が生じる結果となり、このことは監査委員監査を軽視していると言わざるを得ないものである。

前回の定期監査と同様の不適切な事務処理が依然として行われていたことは、職員の職責に対する認識が欠如していることによるものであることを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、不適切な事務執行が二度と行われることがないよう原因の究明や検証を踏まえて再発防止に取

公務員としての自覚を再認識するよう訓示し、あわせて訓示内容を部内全職員に対して通知しました。

さらに、教育局長からも管理職員に対し事務の適正な執行について、市民に対し信頼を損なうことがないよう適切な事務処理についての指示があり、課内全職員で確認いたしました。

また、職員一人ひとりが責任感を持った正確な事務執行を行うことについて意識改革を図るために、1月及び2月の課内会議及び3月の班会議を開催し、「契約事務の手引き」に基づき、全職員が適正な契約事務について再確認し理解の統一を図りました。

指摘いただいた契約書約款等に係る事項への対応については、直ちに変更契約を締結いたしました。

また、中学校給食調理業務委託仕様書に基づくランチボックス等食器具及び調理用具の年3回(6月、10月、2月)大腸菌群等4項目の外部検査専門機関による検査について、指定月である平成28年2月の検査結果を全ての事業者から提出を受け、その内容を確認するとともに、検査結果に基づき、食器の洗浄にかかる洗浄水圧や浸漬時間の確認、洗浄後の目視確認の強化など指導したところであり、今後も適時適切に指導を行ってまいります。

再発防止策といたしまして、契約書

り組み、適正に事務を執行されたい。

作成時には新たに文書主任等が契約内容を確認し、チェック機能を強化いたしますとともに、中学校給食調理業務委託における履行事項の確認ができていなかったことの反省を踏まえ、事務職員と栄養士の連携を確実なものとするため、継続的に課内会議等を開催し、事務の執行状況の確認をすることとしました。

特に各種委託業務における契約書約款及び仕様書等は、根拠法令等に基づき業務内容等を規定していることから、契約書等の内容を一人ひとりが十分意識を持って確認することの徹底を図るため、担当者が契約ごとに、契約で定める市への提出書類やその提出時期等の履行事項等を記載した「契約書約款及び履行事項確認書」を新たに作成し、これを支出負担行為の決裁文書に添付し、課長及び担当課長が、履行事項等が正しく記載されているか確認することといたしました。

また、契約締結後の委託契約の履行確認に当たっては、担当者が履行状況の内容を確認した上で、当該確認書に提出日等を記入し、これを課長及び担当課長が確認する方法に改めました。

今後につきましては、庁内の適切な事務処理に向けた全庁的な指示事項等は、その都度課内会議において伝達を行い、職員個々が我が事として意識す

るよう注意喚起を行うとともに、学校保健課の事務事業の目的である児童生徒の安全な教育環境の確保に向け、職員の意識改革と適正な事務執行に不断の取組を継続してまいります。